



鳥取県公報

令和 7 年 4 月 25 日 (金)
第 9 6 8 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施 (253) (人権・同和対策課) 2
	生活保護法による医療機関の指定 (254) (孤独・孤立対策課) 2
	生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (255) (〃) 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (256) (〃) 3
	指定自立支援医療機関の指定 (2件) (257・258) (障がい福祉課) 3
	特定計量器の定期検査の実施 (259) (くらしの安心推進課) 4
	住宅確保要配慮者居住支援法人の変更の届出 (260) (住宅政策課) 4
	土地改良区の定款の変更の認可 (261) (農地・水保全課) 4
	県営土地改良事業計画の変更 (2件) (262・263) (〃) 4
	漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための 発起人の届出 (264) (水産振興課) 5
	土地改良区の役員の就退任 (265) (東部農林事務所) 6
	物品売払代金の徴収事務の委託 (266) (農業試験場) 7
	基本測量の終了 (267) (県土総務課) 7
	公共測量の終了 (2件) (268・269) (〃) 7
	土砂災害警戒区域の指定の変更 (270) (治山砂防課) 7
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (271) (〃) 8
	土地改良区の役員の就任 (272) (中部総合事務所農林局) 8
	土地改良区の役員の就退任 (5件) (273～277) (〃) 8
	土地改良区連合の役員の就退任 (278) (〃) 13
	土地改良区の役員の就退任 (2件) (279・280) (西部総合事務所農林局) 14
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (まちづくり課) 16
	狩猟免許試験の実施 (鳥獣対策課) 16
	狩猟免許の更新に係る適正試験の実施 (〃) 17
◇ 調達公告	落札者の決定 (警察本部会計課) 19
	随意契約の相手方の決定 (〃) 19

告 示

鳥取県告示第253号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 調査の名称
鳥取県人権意識調査
- 調査の目的
県民の人権に関する意識等を把握し、人権施策の検討に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 調査対象の範囲
令和7年4月1日現在で16歳以上の県内に在住する者
- 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - 報告を求める事項
ア 人権全般に関する状況
イ 教育・啓発活動に関する状況
ウ 自由記述
 - 基準となる期日
調査票記入日
- 報告を求める者
住民基本台帳を母集団情報として、市町村別に無作為抽出により抽出した3,000人
- 報告を求めるために用いる方法
調査対象者に対して調査票を郵送し、鳥取県に返送させる方法又はオンラインにより回答させる方法で行う。
- 報告を求める期間
令和7年5月中旬から同年6月下旬まで
- 調査票情報の保存期間
5年間
- 結果の公表方法
鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第254号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
かくばんちょう薬局	米子市角盤町三丁目131	令和7年2月25日

鳥取県告示第255号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中

国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
医療法人社団はまはし眼科医院	境港市渡町2768－1	令和6年9月1日

鳥取県告示第256号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団大谷医院	八頭郡八頭町宮谷221－5	令和7年3月31日

2 薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
かくばんちょう薬局	米子市角盤町三丁目131	令和7年2月25日
紀の川薬局	米子市上福原五丁目12－63	令和7年3月31日
恵仁会薬局	米子市加茂町二丁目219	令和7年4月1日

鳥取県告示第257号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機 関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
株式会社キン タカ	西伯郡大山町末 長262－3	なんぶ薬局	西伯郡南部町阿賀 202－1	育成医療、更 生医療	令和7年4月 1日
株式会社つむ ぎ	鳥取市行徳一丁 目312	訪問看護ステーショ ンつむぎ	鳥取市川端三丁目 117	精神通院医療	〃

鳥取県告示第258号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機 関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
株式会社コモン ングラウンド	鳥取市吉成南町 一丁目24-2	訪問看護コモンステ ーション	鳥取市吉成南町一 丁目24-2	精神通院医療	令和7年4月 1日

鳥取県告示第259号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
倉吉市	令和7年6月3日（火）	午前10時から午後 3時まで	倉吉市堺町二丁目253-1 倉吉市役所第2庁舎
〃	令和7年6月6日（金）	〃	〃
〃	令和7年6月10日（火）	〃	〃
〃	令和7年6月13日（金）	〃	〃
〃	令和7年6月17日（火）	〃	〃
〃	令和7年6月20日（金）	午後1時から午後 3時まで	倉吉市関金町大鳥居193-1 倉吉市役所関金庁舎

鳥取県告示第260号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人の支援業務を行う事務所の所在地の変更に係る届出があったので、同法第41条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 届出のあった住宅確保要配慮者居住支援法人
特定非営利活動法人ワーカーズコープ
- 変更内容

変更する内容	変更前	変更後
支援業務を行 う事務所の所 在地	(1) 鳥取市永楽温泉町162 (2) 倉吉市見日町600 (3) 米子市中町14-2	鳥取市吉方温泉町一丁目252-1

- 変更年月日

令和7年4月30日

鳥取県告示第261号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大谷溜池土地改良区の定款の変更を令和7年4月14日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第262号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農地中間管理機

構関連農地整備事業 富益地区 区画整理)に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和7年4月25日から同年5月15日まで

3 縦覧に供する場所

米子市役所

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第263号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業 白谷地区 区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和7年4月25日から同年5月15日まで

3 縦覧に供する場所

日南町役場

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第264号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧	
発起人の住所及び氏名	加入区の名 称	漁船損害等補償法第113条第1項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称	場 所	期 間
岩美郡岩美町大字田後309 湯口 健治 岩美郡岩美町大字田後101	田後加入区	田 後 漁 業 協 同 組 合	岩美郡岩美町大字田後68 田後漁業協同組合	令和7年4月25日から同年5月9日まで

寺岡 幸雄				
境港市中野町563 景山 一夫 境港市竹内町17－2 大谷 登志二	境港加入区	鳥取県漁業協同組合	境港市中野町3305 鳥取県漁業協同組合 境港支所	〃
東伯郡琴浦町赤碕1082－1 稲田 哲志 東伯郡琴浦町丸尾179－1 山口 大介	赤碕加入区	赤碕町漁業協同組合	東伯郡琴浦町大字赤碕1735 赤碕町漁業協同組合	〃

鳥取県告示第265号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり大口堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年4月25日

鳥取県東部農林事務所長 丸 田 謙 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事 花 山 英 夫 鳥取市円通寺821－4
 〃 西 尾 義 昭 鳥取市数津164
 〃 山 下 貞 雄 鳥取市中大路127
 〃 八 田 千賀男 鳥取市大杣187
 〃 奥 田 兼 之 鳥取市馬場259－21
 〃 山 根 慧 典 鳥取市古郡家222
 〃 西 村 三治郎 鳥取市国安941－3
 〃 中 井 繁 美 鳥取市宮長15－2
 〃 村 田 幸 範 鳥取市馬場214－1
 監 事 中 尾 道 雄 鳥取市古市231
 〃 岡 村 均 鳥取市国安582
 〃 野 村 征 幸 鳥取市宮長99
 令和7年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 花 山 英 夫 鳥取市円通寺821－4
 〃 西 尾 義 昭 鳥取市数津164
 〃 谷 口 章 鳥取市中大路64
 〃 八 田 千賀男 鳥取市大杣187
 〃 奥 田 兼 之 鳥取市馬場259－21
 〃 三 輪 康 昌 鳥取市美和147
 〃 木 村 一 実 鳥取市国安948－1
 〃 福 田 保 鳥取市叶454
 〃 村 田 幸 範 鳥取市馬場214－1
 〃 栗 岡 玲 子 鳥取市雲山103
 監 事 中 尾 道 雄 鳥取市古市231
 〃 廣 岡 政 人 鳥取市橋本51
 〃 太 田 忍 鳥取市富安二丁目77
 令和7年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第266号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、農業試験場の業務における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月25日

鳥取県農業試験場長 高 木 瑞 記 磨

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名 称	事務所の所在地	指定年月日		
鳥取いなば農業協同組合	鳥取市湖山町東五丁目261	令和6年4月26日	令和7年4月1日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

鳥取県告示第267号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点測量）
- 2 作業地域 鳥取市、米子市、岩美郡岩美町、八頭郡智頭町及び八頭町、東伯郡湯梨浜町及び琴浦町、西伯郡大山町及び伯耆町並びに日野郡日南町
- 3 終了年月日 令和7年3月31日

鳥取県告示第268号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量及び地形測量）
- 2 作業地域 西伯郡伯耆町貴住
- 3 終了年月日 令和7年1月30日

鳥取県告示第269号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 米子市東福原四丁目及び東福原五丁目
- 3 終了年月日 令和7年3月21日

鳥取県告示第270号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
八頭町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
口山ノ上地区（I-1267）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び八頭県土整備事務所並びに八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第271号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和7年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
八頭町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
一部について指定を解除するもの
口山ノ上地区（I-1267）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び八頭県土整備事務所並びに八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第272号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり久米ヶ原土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年4月25日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

就任した役員の氏名及び住所

理 事 廣 田 拓 哉 倉吉市国府989-42

令和7年3月11日就任 任期 令和10年2月16日まで

鳥取県告示第273号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり北条砂丘土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年4月25日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

理 事	米 本 浩 明	東伯郡北栄町江北527
〃	石 井 通 人	東伯郡北栄町江北1799
〃	村 中 孝 志	東伯郡北栄町江北2729－8
〃	追 谷 悦 夫	東伯郡北栄町国坂664－1
〃	山 本 泰 夫	東伯郡北栄町国坂182－1
〃	礪 江 勇 二	東伯郡北栄町北尾460
〃	青 亀 恵 一	東伯郡北栄町弓原359－7
〃	坂 本 憲 昭	東伯郡北栄町下神618
〃	根 鈴 直 人	東伯郡北栄町松神734
〃	廣 芳 洋 一	東伯郡北栄町東園604－6
〃	浜 田 健太郎	東伯郡北栄町西園1210－2
〃	山 下 誠 一	東伯郡北栄町西園1052
〃	福 嶋 良 昭	東伯郡北栄町由良宿1211
〃	堀 本 巧	東伯郡北栄町妻波743
監 事	柿 本 一 夫	東伯郡北栄町田井341
〃	金 山 英 文	東伯郡北栄町東園363
〃	田 中 昌 志	東伯郡北栄町亀谷949－19

令和7年3月29日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	西 村 毅	東伯郡北栄町江北646
〃	石 井 通 人	東伯郡北栄町江北1799
〃	淀 瀬 繁 樹	東伯郡北栄町江北2092
〃	井 上 寿 樹	東伯郡北栄町国坂445
〃	山 本 泰 夫	東伯郡北栄町国坂182－1
〃	藤 田 和 徳	東伯郡北栄町北尾455－2
〃	濱 本 喜 彦	東伯郡北栄町弓原603
〃	坂 本 憲 昭	東伯郡北栄町下神618
〃	根 鈴 直 人	東伯郡北栄町松神734
〃	廣 芳 洋 一	東伯郡北栄町東園604－6
〃	濱 田 雅 司	東伯郡北栄町西園1204－8
〃	今 田 浩 朗	東伯郡北栄町西園1108
〃	尾 田 厚 夫	東伯郡北栄町由良宿1579－2
〃	松 井 幸 良	東伯郡北栄町妻波1275
監 事	坂 本 道 夫	東伯郡北栄町田井340
〃	金 山 英 文	東伯郡北栄町東園363
〃	田 中 昌 志	東伯郡北栄町亀谷949－19

令和7年3月30日就任 任期4年

鳥取県告示第274号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり赤碕町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年4月25日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

理 事	小 林 久 昭	東伯郡琴浦町大字赤碕22
〃	木 村 鈴 子	東伯郡琴浦町大字松谷373－3
〃	伊 藤 英 之	東伯郡琴浦町大字松谷369
〃	浅 田 義 彰	東伯郡琴浦町大字出上353－3
〃	前 田 智 章	東伯郡琴浦町大字出上15－31
〃	足 立 達 雄	東伯郡琴浦町大字出上199－1
〃	足 立 康 一	東伯郡琴浦町大字太一垣388－2
〃	橋 井 操	東伯郡琴浦町大字竹内537－1
〃	石 賀 優	東伯郡琴浦町大字竹内294
〃	高 力 朗	東伯郡琴浦町大字高岡454
〃	永 田 憲 男	東伯郡琴浦町大字筥津364
〃	秦 野 博 文	東伯郡琴浦町大字湯坂48
〃	田 中 雄 生	東伯郡琴浦町大字光450－32
〃	中 村 文 雄	東伯郡琴浦町大字八幡465
〃	永 田 温 美	東伯郡琴浦町大字八幡1090
監 事	山 田 道 雄	東伯郡琴浦町大字西宮12－1
〃	入 江 徹	東伯郡琴浦町大字別所417－1
〃	岩 本 洋 士	東伯郡琴浦町大字高岡70
〃	大 谷 浩 史	東伯郡琴浦町大字赤碕1115－4

令和7年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	林 原 堅 二	東伯郡琴浦町大字赤碕1328
〃	木 村 鈴 子	東伯郡琴浦町大字松谷373－3
〃	伊 藤 英 之	東伯郡琴浦町大字松谷369
〃	浅 田 義 彰	東伯郡琴浦町大字出上353－3
〃	前 田 智 章	東伯郡琴浦町大字出上15－31
〃	足 立 達 雄	東伯郡琴浦町大字出上199－1
〃	足 立 康 一	東伯郡琴浦町大字太一垣388－2
〃	橋 井 操	東伯郡琴浦町大字竹内537－1
〃	石 賀 優	東伯郡琴浦町大字竹内294
〃	高 力 朗	東伯郡琴浦町大字高岡454
〃	永 田 憲 男	東伯郡琴浦町大字筥津364
〃	秦 野 博 文	東伯郡琴浦町大字湯坂48
〃	田 中 雄 生	東伯郡琴浦町大字光450－32
〃	中 村 文 雄	東伯郡琴浦町大字八幡465
〃	永 田 温 美	東伯郡琴浦町大字八幡1090
監 事	入 江 徹	東伯郡琴浦町大字別所417－1
〃	岩 本 洋 士	東伯郡琴浦町大字高岡70
〃	西 尾 賢 二	東伯郡琴浦町大字高岡100

〃 山 口 和 久 東伯郡琴浦町大字赤碕1846－4

令和7年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第275号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり大原土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年4月25日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

理 事	牧 野 文 徳	倉吉市大原240
〃	牧 野 和 義	倉吉市大原597
〃	山 本 浩	倉吉市大原625
〃	涌 嶋 勝 利	倉吉市栗尾231－1
〃	生 部 治 己	倉吉市上余戸281
〃	村 上 雅 俊	倉吉市大原207－1
〃	澤 静 男	倉吉市上余戸136－1
〃	山 崎 昌 徳	倉吉市大原190
〃	山 根 幸 夫	倉吉市大原1104－1
監 事	小 椋 満 久	倉吉市大原232－2
〃	山 脇 博 通	倉吉市大原135－3

令和7年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	牧 野 文 徳	倉吉市大原240
〃	山 本 浩	倉吉市大原625
〃	山 崎 昌 徳	倉吉市大原190
〃	生 部 治 己	倉吉市上余戸281
〃	澤 静 男	倉吉市上余戸136－1
〃	柴 田 一 夫	倉吉市大原621
〃	山 根 幸 夫	倉吉市大原1104－1
〃	山 脇 賢 治	倉吉市大原230－1
監 事	小 椋 満 久	倉吉市大原232－2
〃	山 脇 博 通	倉吉市大原135－3

令和7年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第276号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり北条水系土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年4月25日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

理 事	山 本 英 弘	倉吉市小田192
〃	南 條 康 博	倉吉市井手畑129
〃	足 羽 徳 弘	倉吉市新田240
〃	大 上 哲 人	倉吉市穴窪231

〃	生 田 輝 政	東伯郡北栄町江北625
〃	淀 瀬 卓 也	東伯郡北栄町江北1670
〃	野 嶋 桂 次	東伯郡北栄町国坂516
〃	青 亀 一 登	東伯郡北栄町国坂236
〃	岸 田 一 成	東伯郡北栄町土下175
〃	岩 垣 廣 忠	東伯郡北栄町北条島582
〃	森 本 貴 紀	東伯郡北栄町北尾96－2
〃	中 村 昭 康	東伯郡北栄町田井409
〃	脇 坂 正 則	東伯郡北栄町下神687
〃	永 田 恭 彦	東伯郡北栄町東園684－14
〃	濱 川 實 夫	東伯郡北栄町西園1208
〃	陶 山 康 博	東伯郡北栄町瀬戸406
〃	生 原 清 明	東伯郡北栄町六尾407
監 事	岸 田 佳 人	倉吉市古川沢246
〃	齋 尾 健 市	東伯郡北栄町松神809
〃	山 本 要 一	東伯郡北栄町原1125
〃	井 川 敦 雄	東伯郡北栄町由良宿1561

令和7年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	山 本 英 弘	倉吉市小田192
〃	南 條 康 博	倉吉市井手畑129
〃	伊 東 雄 麻	倉吉市新田85－1
〃	浅 倉 博 一	倉吉市大塚244
〃	友 定 正 基	東伯郡北栄町江北305
〃	淀 瀬 卓 也	東伯郡北栄町江北1670
〃	前 田 祥 文	東伯郡北栄町国坂477－3
〃	青 木 逸 男	東伯郡北栄町国坂233
〃	有 福 幸 博	東伯郡北栄町土下265－1
〃	有 福 啓 至	東伯郡北栄町米里788
〃	岩 垣 伸	東伯郡北栄町弓原372
〃	脇 坂 正 則	東伯郡北栄町下神687
〃	石 見 和 彦	東伯郡北栄町曲510－5
〃	永 田 恭 彦	東伯郡北栄町東園684－14
〃	秋 山 英 正	東伯郡北栄町西園1065
〃	生 原 清 明	東伯郡北栄町六尾407
〃	福 田 功	東伯郡北栄町原815
監 事	岸 田 佳 人	倉吉市古川沢246
〃	齋 尾 健 市	東伯郡北栄町松神809
〃	陶 山 康 博	東伯郡北栄町瀬戸406
〃	井 川 敦 雄	東伯郡北栄町由良宿1561

令和7年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第277号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり仙津土地改良区から役員が退

任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年4月25日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

理 事	伊 藤 博 史	東伯郡湯梨浜町大字方地992
〃	清 水 彰 人	東伯郡湯梨浜町大字川上163
〃	福 井 公 明	東伯郡湯梨浜町大字白石632
〃	森 田 章	東伯郡湯梨浜町大字川上746－2
〃	山 下 征 夫	東伯郡湯梨浜町大字旭44
〃	前 田 利 幸	東伯郡湯梨浜町大字門田273－1
監 事	前 田 秀 穂	東伯郡湯梨浜町大字門田345
〃	森 田 隆 子	倉吉市上井町一丁目120

令和7年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	伊 藤 博 史	東伯郡湯梨浜町大字方地992
〃	唐 崎 大 義	東伯郡湯梨浜町大字久留54－2 ファミリーエ205
〃	清 水 彰 人	東伯郡湯梨浜町大字川上163
〃	前 田 利 幸	東伯郡湯梨浜町大字門田273－1
〃	森 田 章	東伯郡湯梨浜町大字川上746－2
〃	山 田 隆 雄	東伯郡湯梨浜町大字藤津546
監 事	前 田 秀 穂	東伯郡湯梨浜町大字門田345
〃	福 田 奈穂美	倉吉市山根444－6

令和7年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第278号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第18項の規定に基づき、次のとおり東伯地区土地改良区連合から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第19項の規定により告示する。

令和7年4月25日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

理 事	井 中 信 一	東伯郡北栄町六尾324
〃	松 本 正 志	東伯郡琴浦町大字八橋932－5
〃	伊 藤 英 之	東伯郡琴浦町大字松谷369
〃	手 嶋 俊 樹	東伯郡北栄町下種480
〃	福 本 まり子	東伯郡琴浦町大字下伊勢492
〃	米 田 英 一	東伯郡北栄町妻波1211
〃	横 山 浩 一	東伯郡北栄町下種507－4
〃	福 井 孝 幸	東伯郡琴浦町大字杉下205
〃	奥 山 輝 巳	東伯郡琴浦町大字法万198
〃	浅 田 義 彰	東伯郡琴浦町大字出上353－3
〃	岩 本 洋 士	東伯郡琴浦町大字高岡70
監 事	桑 本 始	東伯郡琴浦町大字保70－1
〃	足 立 康 一	東伯郡琴浦町大字太一垣388－2

〃 田 村 昭 道 東伯郡北栄町妻波1219－1
令和7年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 井 中 信 一 東伯郡北栄町六尾324
〃 松 本 正 志 東伯郡琴浦町大字八橋932－5
〃 伊 藤 英 之 東伯郡琴浦町大字松谷369
〃 手 嶋 俊 樹 東伯郡北栄町下種480
〃 福 本 まり子 東伯郡琴浦町大字下伊勢492
〃 井 川 敦 雄 東伯郡北栄町由良宿1561
〃 横 山 浩 一 東伯郡北栄町下種507－4
〃 奥 山 輝 巳 東伯郡琴浦町大字法万198
〃 森 本 弘 幸 東伯郡琴浦町大字三保157
〃 浅 田 義 彰 東伯郡琴浦町大字出上353－3
〃 岩 本 洋 士 東伯郡琴浦町大字高岡70
監 事 足 立 康 一 東伯郡琴浦町大字太一垣388－2
〃 田 村 昭 道 東伯郡北栄町妻波1219－1
〃 桑 本 始 東伯郡琴浦町大字保70－1
令和7年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第279号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり鴨ヶ池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年4月25日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事 植 田 弘 幸 米子市日下559
〃 山 根 一 夫 米子市日下554－2
〃 佐々木 操 米子市日下147
〃 伊 藤 静 夫 米子市日下269
〃 田 子 弘 紀 米子市福万681
〃 松 村 節 子 米子市福万498－4
〃 福 島 公 明 米子市福万183
〃 西 村 猛 米子市福万140－2
〃 舩 本 博 孝 米子市福万295
〃 奥 田 守 正 米子市石州府456
監 事 仲 石 宏 明 米子市日下554
〃 本 田 保 米子市福万690
〃 野 坂 利喜雄 米子市石州府433
〃 金 田 慎 一 米子市河岡592
令和7年3月22日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 松 井 博 文 米子市日下568
〃 仲 石 明 米子市日下551

〃	西 村 隆 文	米子市日下314
〃	松 岡 活 志	米子市日下295
〃	松 原 真 吾	米子市福万664
〃	鴨 谷 昌 洋	米子市福万383－2
〃	小 杉 典 子	米子市福万334
〃	福 島 公 明	米子市福万183
〃	福 永 清 人	米子市福万195－2
〃	奥 田 守 正	米子市石州府456
監 事	船 岡 克 彦	米子市日下303－1
〃	宮 本 浩 子	米子市福万665
〃	齋 藤 博 美	米子市両三柳372－10
〃	金 田 慎 一	米子市河岡592
令和7年3月23日就任 任期4年		

鳥取県告示第280号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり米子市四ヶ村堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年4月25日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事	遠 藤 晴 美	米子市兼久52
〃	高 田 学	米子市兼久106
〃	齋 木 悟	米子市石井758
〃	齋 木 利 夫	米子市石井840
〃	橋 谷 明	米子市奥谷467
〃	佐 藤 信 彦	米子市石井318
〃	戸 田 悟 志	米子市日原488
〃	青 砥 茂	米子市日原421
監 事	深 田 徳 久	米子市兼久54
〃	恩 部 正	米子市石井679
〃	佐 藤 弘 志	米子市奥谷754
〃	齋 木 達 也	米子市石井130
令和7年4月11日退任		

就任した役員の氏名及び住所

理 事	遠 藤 晴 美	米子市兼久52
〃	深 田 徳 久	米子市兼久54
〃	齋 木 悟	米子市石井758
〃	齋 木 達 也	米子市石井130
〃	橋 谷 明	米子市奥谷467
〃	橋 谷 伊佐夫	米子市奥谷806
〃	戸 田 悟 志	米子市日原488
〃	青 砥 茂	米子市日原421
監 事	高 田 学	米子市兼久106
〃	恩 部 正	米子市石井679

〃 佐 藤 弘 志 米子市奥谷754
〃 岩 佐 和 俊 米子市奈喜良335
令和7年4月12日就任 任期4年

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和7年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 受験対象者
鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第40条各号のいずれにも該当しないもの
- 2 実施期日等

実施期日	時間	場所
令和7年6月29日（日）	午前9時30分から午後5時まで	倉吉会場（1回目） 倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷大研修室ほか
令和7年8月3日（日）	〃	米子会場 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂ほか
令和7年8月31日（日）	〃	鳥取会場 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎講堂ほか
令和7年11月30日（日）	〃	倉吉会場（2回目） 倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷大研修室ほか

なお、希望する試験日の会場が定員を超えた場合は、他の会場での受験となる場合がある。

- 3 試験科目
 - （1）科目
 - ア 適性試験（視力、聴力及び運動能力）
 - イ 知識試験（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識）
 - ウ 技能試験（猟具の取扱い、判別及び架設、距離の目測並びに鳥獣の判別）
 - （2）時間
6時間30分

4 受験申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、7に定める担当課に郵送し、又は持参すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書（申請前概ね3月以内に受診し、交付されたものに限る。）
- (3) 定形郵便物（50グラムまで）の料金の切手を貼り付けた長形3号の封筒で、その表面に受験者の住所及び氏名を記載したもの1枚（受験票返送用）

5 申込受付期間

令和7年5月12日（月）から会場ごとに次に掲げる期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (1) 倉吉会場（1回目） 令和7年6月16日（月）
- (2) 米子会場 令和7年7月22日（火）
- (3) 鳥取会場 令和7年8月18日（月）
- (4) 倉吉会場（2回目） 令和7年11月17日（月）

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

- (1) 網猟免許又はわな猟免許を取得するもの
 - ア 法第49条各号に掲げる者 2,800円
 - イ その他の者 4,300円
- (2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を取得するもの
 - ア 法第49条各号に掲げる者 3,900円
 - イ その他の者 5,200円
- (3) 納付方法

(1)及び(2)に記載する金額を県が配布する納付書又は県庁本庁舎及び各総合事務所に設置される納付窓口により納付し、納付済証を狩猟免許申請書に添付して提出すること。

7 その他

詳細については、次の表の住所地の欄に掲げる住所地ごとにそれぞれに定める担当課に問い合わせること。

住所地	担当課	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取市、岩美郡及び八頭郡	鳥取県農林水産部農業振興局 鳥獣対策課	680-8570	鳥取市東町一丁目220	0857-26-7872
倉吉市及び東伯郡	中部総合事務所農林局農業振興課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3161
米子市、境港市、西伯郡及び日野郡	西部総合事務所農林局農林業振興課	683-0054	米子市糺町一丁目160	0859-31-9383

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

令和7年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 適性試験の実施期日等

(1) 次の表の住所地の欄に掲げる住所地ごとにそれぞれに定めるとおりとする。

住所地	実施期日	時間	場所
鳥取市（平成16年10月31日における八頭郡河原町、用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡	令和7年7月24日（木）	午前10時から 午後3時30分 まで	八頭郡八頭町宮谷80 八頭町中央公民館大集会室
鳥取市（平成16年10月31日における岩美郡国府町及び福部村、気高郡気高町、鹿野町及び青谷町並びに鳥取市の区域に限る。）及び岩美郡	令和7年8月17日（日）	午前10時から 午後3時30分 まで	鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎講堂
倉吉市及び東伯郡	令和7年7月29日（火）	午前9時30分 から午後1時 まで	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所講堂
米子市、境港市及び西伯郡	令和7年7月27日（日）	午前10時から 午後3時30分 まで	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
日野郡	令和7年8月26日（火）	午前10時30分 から正午まで	日野郡日南町霞785 日南町総合文化センター多目的 ホール

なお、該当する会場により難い者については、8に定める担当課に申し出て承認が得られた場合は、他の会場において適性試験を受けることができる。

(2) (1)の会場で更新できなかった者については、次のとおりとする。

実施期日	時間	場所
令和7年9月10日（水）	午前10時から 正午まで	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂

3 講習

別途配布する講習資料により自宅学習することをもって鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第61条第1項に規定する講習を受講したものとみなす。

4 適性試験

狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性試験を行う。

- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力

5 申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、8に定める担当課に郵送し、又は持参すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書（申請前概ね3月以内に受診し、交付されたものに限る。）
- (3) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者であつて、適性試験の免除を受けようとするものにあつては、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した適性確認書

- (4) 定形郵便物(50グラムまで)の料金の切手を貼り付けた長形3号の封筒で、その表面に受験者の住所及び氏名を記載したもの1枚(受験票返送用。郵送により申請する者のみ。)

6 申込受付期間

令和7年5月19日(月)から次に掲げる会場ごとにそれぞれに定める期日までの各日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- | | |
|----------------------------|--------------|
| (1) 八頭町中央公民館 | 令和7年7月10日(木) |
| (2) 鳥取県東部庁舎講堂 | 令和7年8月4日(月) |
| (3) 鳥取県中部総合事務所講堂 | 令和7年7月16日(水) |
| (4) 鳥取県西部総合事務所講堂 | 令和7年7月16日(水) |
| (5) 日南町総合文化センター多目的ホール | 令和7年8月15日(金) |
| (6) 鳥取県西部総合事務所講堂(2(2)に限る。) | 令和7年8月29日(金) |

7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許更新手数料 2,900円
(2) 納付方法

(1)に記載する金額を県が配布する納付書又は県庁本庁舎及び各総合事務所に設置される納付窓口により納付し、納付済証を狩猟免許申請書に添付して提出すること。

8 その他

詳細については、次の表の住所地の欄に掲げる住所地ごとにそれぞれに定める担当課に問い合わせること。

住所地	担当課	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取市、岩美郡及び八頭郡	鳥取県農林水産部農業振興局鳥獣対策課	680-8570	鳥取市東町一丁目220	0857-26-7872
倉吉市及び東伯郡	中部総合事務所農林局農業振興課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3161
米子市、境港市、西伯郡及び日野郡	西部総合事務所農林局農林業振興課	683-0054	米子市糺町一丁目160	0859-31-9383

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和7年3月7日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 住友電工システムソリューション株式会社大阪支社
大阪府大阪市西区土佐堀二丁目2-4 |
| 5 落 札 金 額 | 53,460,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 6 入 札 公 告 日 | 令和7年1月24日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|---------------------|---|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | I C カード運転免許証等作成用消耗品の購入 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和7年3月24日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社DNPアイディーシステム
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1-1 |
| 5 契 約 金 額 | I C カード運転免許証カード基体一般用 1箱当たり468,900円
I C カード運転免許証カード基体優良用 1箱当たり468,900円
I C カード運転免許証カード基体新規用 1箱当たり468,900円
運転経歴証明書用カード基体 1箱当たり150,600円
高速型用インクリボン 1箱当たり140,000円 |
| 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 | 本随意契約で調達する物品は、契約の相手方から既に調達をした物品に接続して使用するものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると、既に調達をした物品の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271 |